

救急時医療情報閲覧に係る業務フロー

改訂履歴

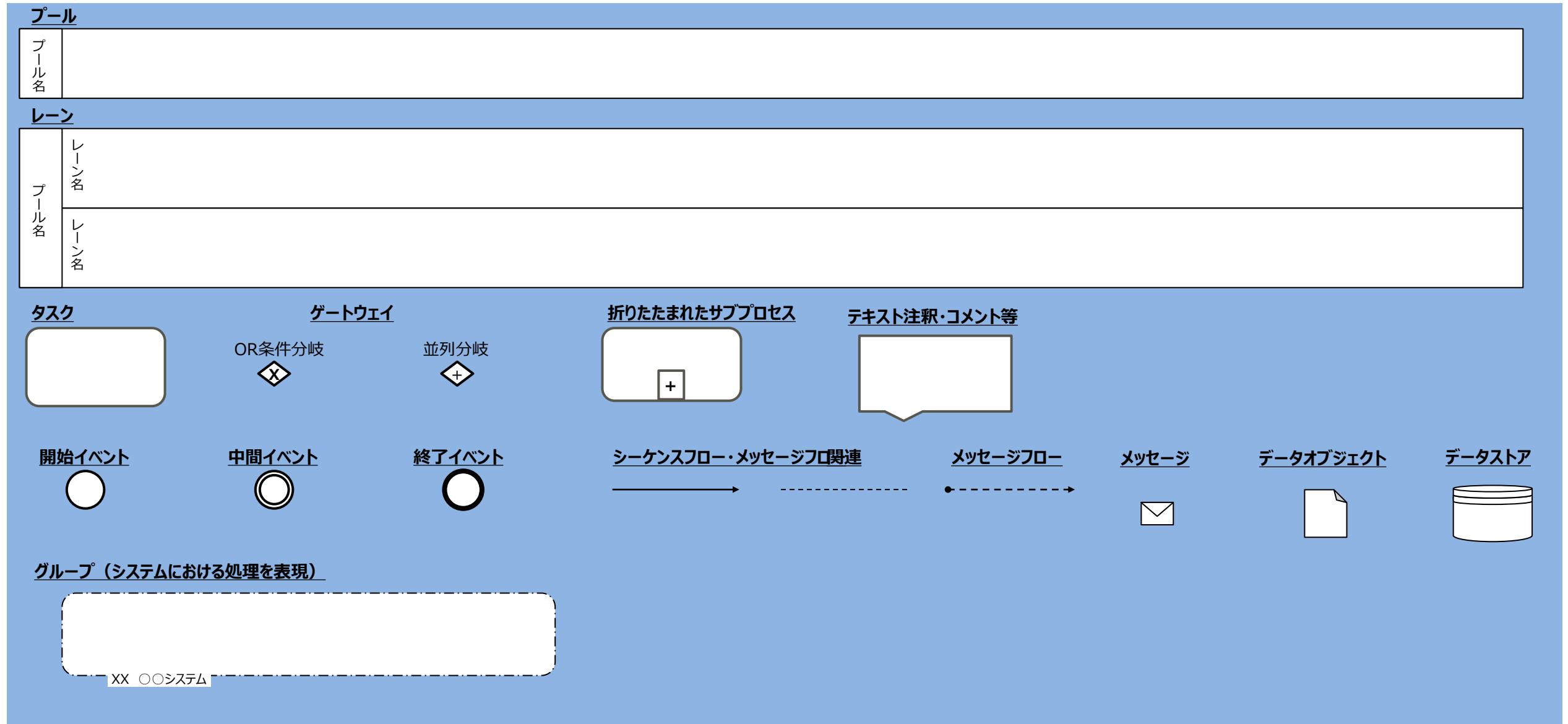
版数	改訂年月日	該当箇所	内容
1.0	令和5年11月10日	-	初版作成
1.1	令和5年11月20日	P.7-9	「患者の生命、身体の保護のために必要があると判断した場合に要求実施」の吹き出しについて、判断実施者において医師の限定を削除

救急時医療情報閲覧に係る業務フロー

1. 業務フロー図（全体）
2. 業務フロー図（病院における救急時医療情報閲覧）

凡例

- 本業務フロー図においては、BPMN2.0仕様の基本図形より一部変更し、以下の通り使用。

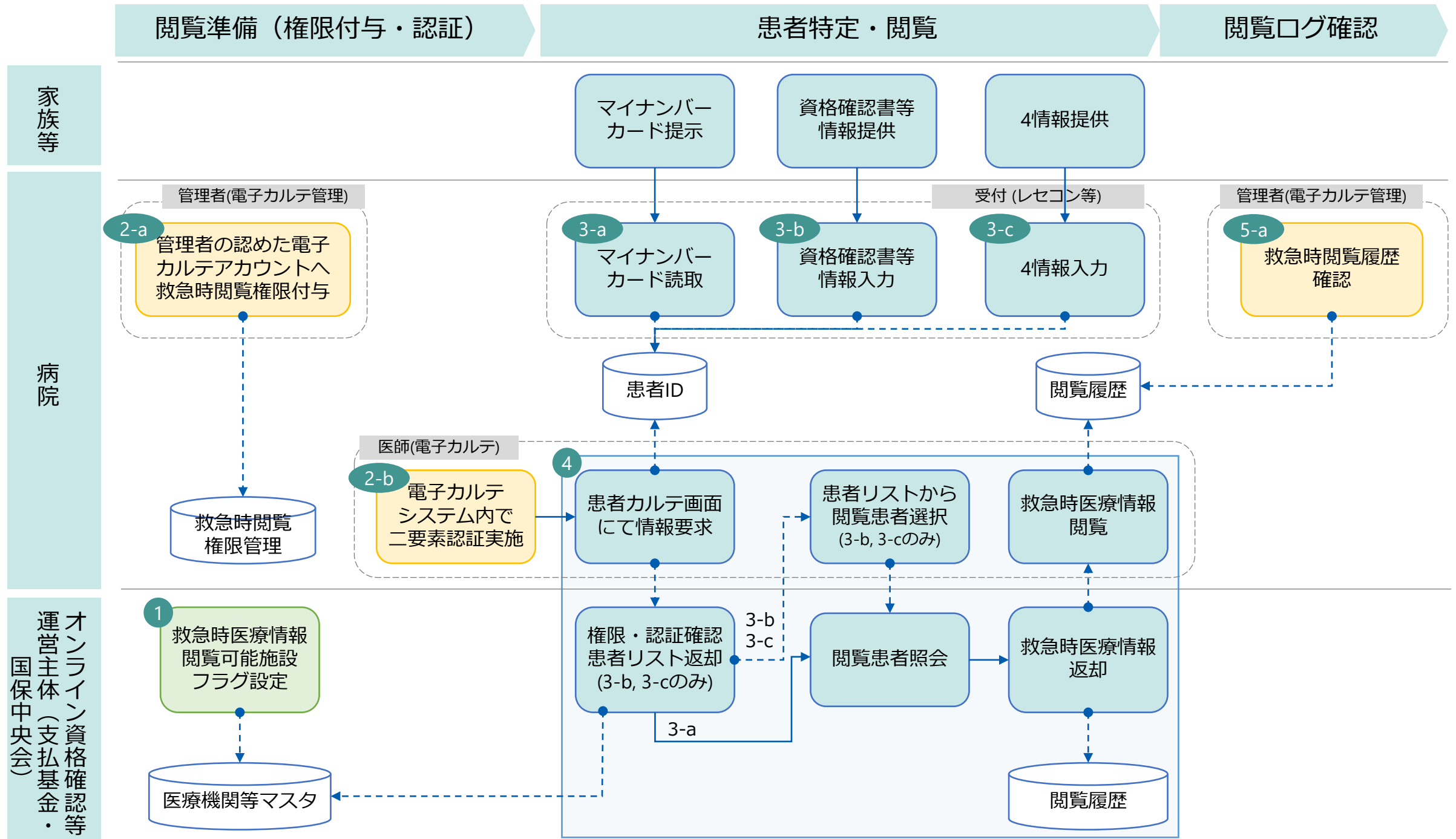


業務フロー図（全体）

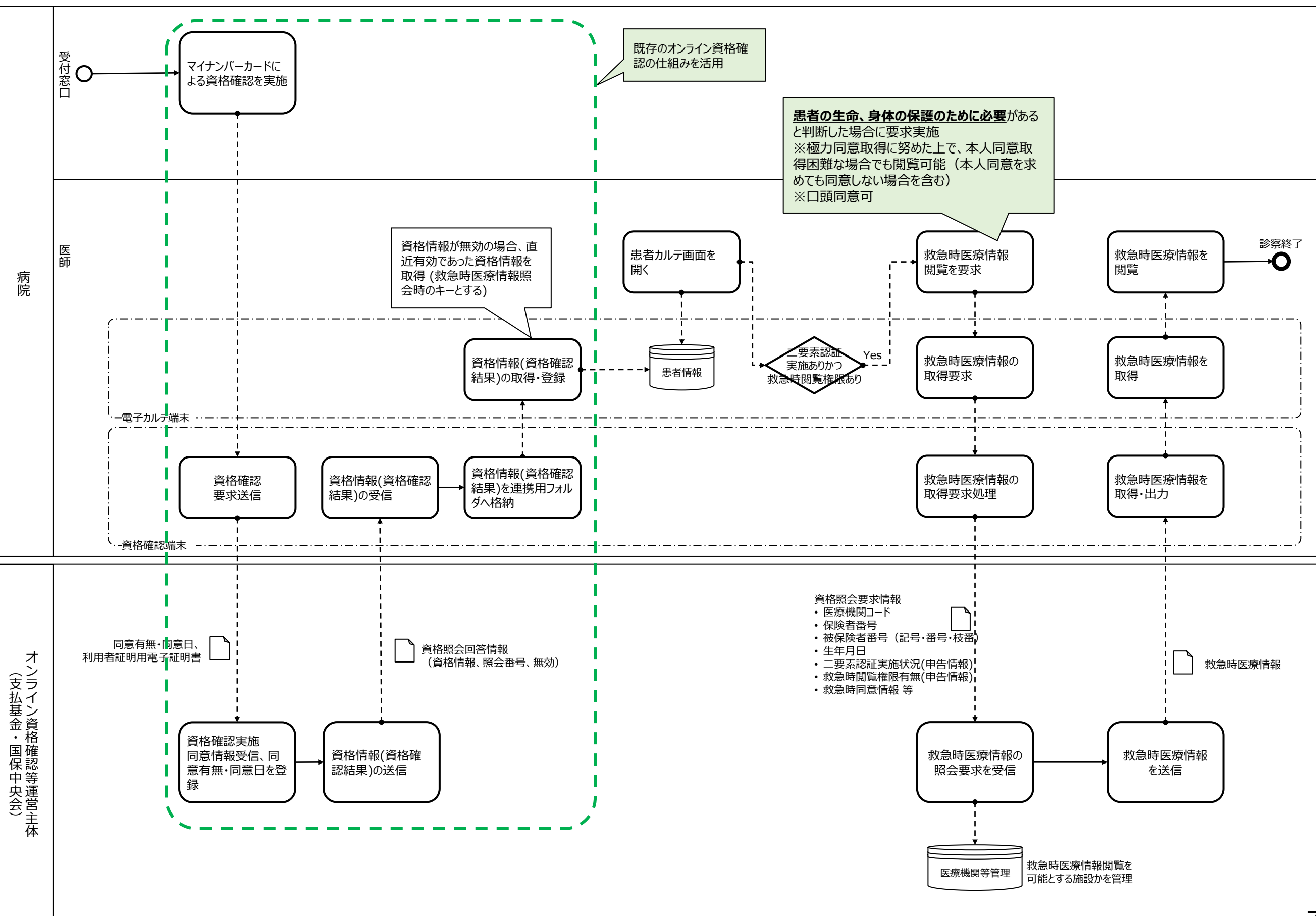
救急時医療情報閲覧 全体フロー

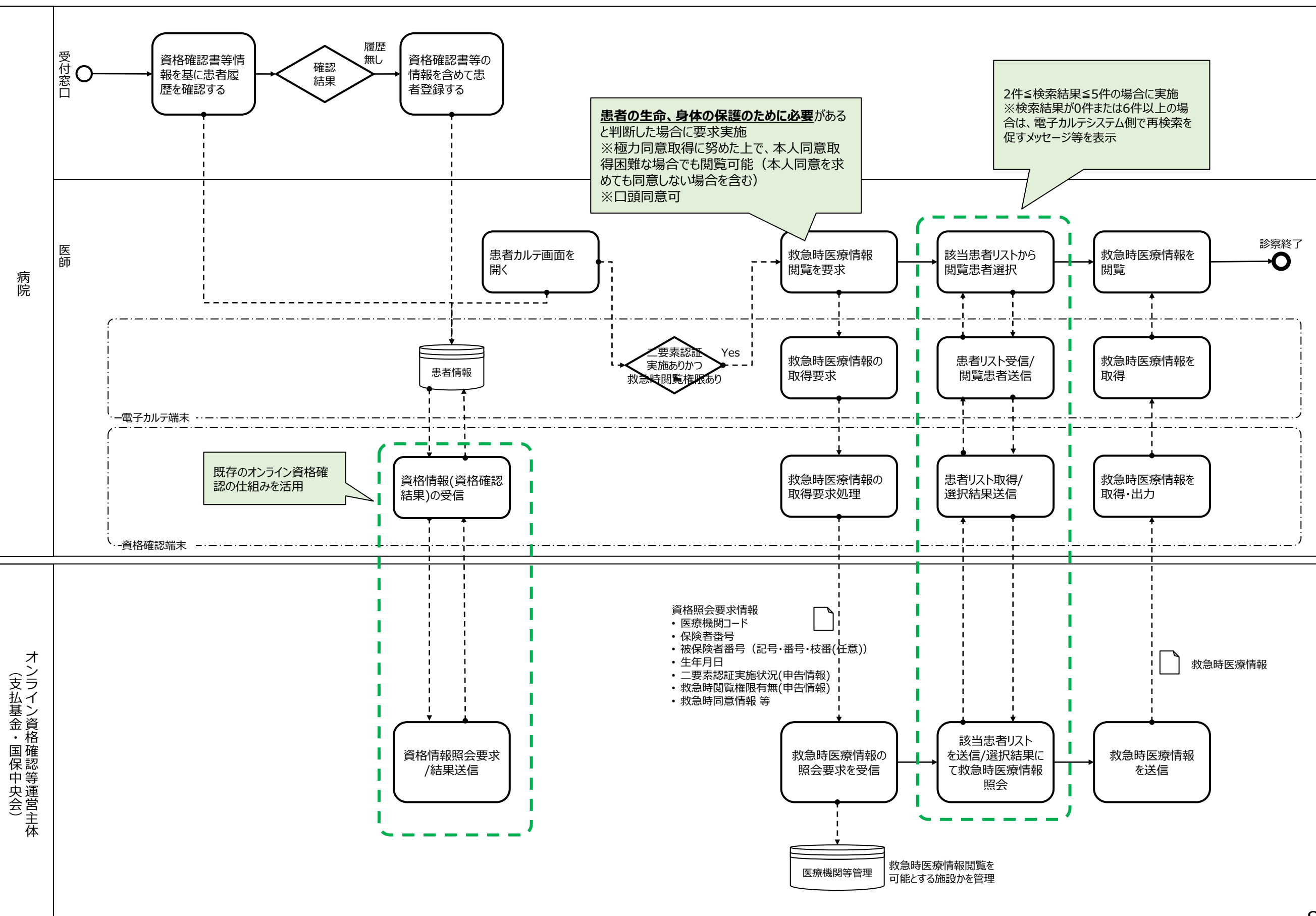
- 凡例
- ④ 第13回医療等情報利活用WGで整理された論点との対応 (技術解説書本紙参照)
 - 病院⇔オンライン資格確認等システムがやり取りする部分 (本書で業務フロー記載)
 - オンライン資格確認等システムで完結する運用部分
 - 病院内システムで完結する機能部分

施設の管理者から救急時閲覧権限付与されたアカウントにて二要素認証を実施した上で、受付にて入力された患者情報を元に患者のカルテ画面から救急時医療情報を閲覧する。閲覧後、管理者にて閲覧ログ等の確認を行う。



業務フロー図（病院における救急時医療情報閲覧）





患者の生命、身体保護のために必要があると判断した場合に要求実施
 ※極力同意取得に努めた上で、本人同意取得困難な場合でも閲覧可能 (本人同意を求めても同意しない場合を含む)
 ※口頭同意可

2件 ≤ 検索結果 ≤ 5件の場合に実施
 ※検索結果が0件または6件以上の場合は、電子カルテシステム側で再検索を促すメッセージ等を表示

既存のオンライン資格確認の仕組みを活用

- 資格照会要求情報
- ・医療機関コード
 - ・保険者番号
 - ・被保険者番号 (記号・番号・枝番(任意))
 - ・生年月日
 - ・二要素認証実施状況(申告情報)
 - ・救急時閲覧権限有無(申告情報)
 - ・救急時同意情報 等

救急時医療情報

医療機関等管理 救急時医療情報閲覧を可能とする施設かを管理

オンライン資格確認等運営主体 (支払基金・国保中央会)

